

平成十一年外務省・自治省令第一号

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令を次のように定める。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)第十五条第一項第二号に規定する在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域は、別表のとおりとする。

この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

附則(平成十一年四月二八日外務省・自治省令第三号)

この省令は、平成十一年五月一日から施行する。

附則(平成十一年七月二九日外務省・自治省令第四号)

第一条 この省令は、平成十一年八月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

Table with 2 columns: 領事官 (Ambassadors/Consuls) and 領事 (Consuls). Lists various countries like Germany, France, Italy, etc.

在ベルリン日本国総領事

附則(平成十一年二月二〇日外務省・自治省令第五号) この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成十二年九月一四日外務省・自治省令第一号) この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成十三年一月二九日総務省・外務省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第三条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第四条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第五条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第六条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第七条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第八条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第九条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第十条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第十一条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

第十二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ロシア日本国大使(カムチャツカ州、在ウラジマガン州及びユリヤーク自治管区をオストク

管轄する場合に限る。)

在ロシア日本国大使(カムチャツカ州、在ウラジマガン州及びユリヤーク自治管区をオストク管轄する場合に限る。)

在ロシア日本国大使(ブリヤート共和在ハバロ

ノスク州、イルクーツク州、チタ州、ユダ本

国、サハ共和国(ヤクーチヤ)、アムール

州、ヤリヤート自治管区を管轄する場合に限る。)

在ロシア日本国大使(ブリヤート共和在ハバ

ロノスク州、イルクーツク州、チタ州、ユ

ダ本國、サハ共和国(ヤクーチヤ)、アム

ール州、ヤリヤート自治管区を管轄する

場合に限る。)

在ドイツ日本国大使(ノルトライ

在ドイツ日本国大使(ノルトライ

在ドイツ日本国大使(ノルトライ

在ドイツ日本国大使(ノルトライ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在タイ日本国大使(チェンマイ

在バキスタン日本国大使（アフガニスタン・イスラム国を管轄するタン日本国大使に限る。）

附則（平成一六年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ガーンナ日本国大使（リベリア共在リベリア日

附則（平成一六年一月二二日総務省・外務省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在中華人民共和国日本国大使（在重慶日本国総領事（重慶市、四川省、貴州省及び雲南省を管轄する場合に限る。）

在カンザシナイ日本国総領事

在エドモントン日本国総領事

附則（平成一七年一月二二日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在スラバヤ日本国総領事（バリ在デンパサール

在アンカレッジ日本国総領事

在ポルトアレグレ日本国総領事

附則（平成一八年一月二二日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在シカゴ日本国総領事

在セルビア・モンテネグロ日本国大使在セルビア使（セルビア共和国の区域を管轄する日本国大使の場合に限る。）

附則（平成一九年一月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在マルセイユ日本国総領事（モナコ在モナコ日

在ニューヨーク日本国在アトランタ日本国総

在ニューオリンズ日本国在アトランタ日本国総

附則（平成二〇年三月三十一日総務省・外務省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在ニューヨーク日本国在アトランタ日本国総

在チェンナイ日本国総領事（カルナ在インド日

附則（平成二〇年五月二二日総務省・外務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在アトランタ日本国総領事（テネシー在ナツ

在アトランタ日本国総領事（テネシー在ナツ

在アトランタ日本国総領事（テネシー在ナツ

附則（平成二〇年一月二二日総務省・外務省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在アトランタ日本国総領事（テネシー在ナツ

在マカッサル日本国総領事 在ジャカルタ日本国総領事  
 在中華人民共和国日本国大使 在青島日本国総領事  
 (山東省を管轄する場合に限る。)  
 在カメルーン日本国大使 (中央在中央アフリカアフリカ共和国を管轄する場合日本国大使に限る。)

附則 (平成二十二年六月二十四日総務省・外務省令第一号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在セルビア日本国大使(コソボ共和国を管轄する場合に限る。)  
 在コソボ共和国日本国大使

附則 (平成二十二年二月二四日総務省・外務省令第三号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ロシア日本国総領事 在ブラジル日本国大使

在ジュネーブ日本国総領事 在スイス日本国大使  
 附則 (平成二十二年二月二七日総務省・外務省令第二号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在コタキナバル日本国総領事 在マレーシア日本国大使

附則 (平成二十三年二月二六日総務省・外務省令第一号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在リマ日本国総領事 在ペルー日本国大使  
 在ロンドン日本国総領事 在英國日本国大使

在ポートモレスビー日本国大使 在ニューギニア日本国大使  
 附則 (平成二十四年九月五日総務省・外務省令第一号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ニューギニア日本国大使(クック諸島を管轄する場合に限る。)  
 在クック諸島日本国大使

在スーダン日本国大使(南スーダン共和国の区域を管轄する場合に限る。)  
 在南スーダン日本国大使

附則 (平成二十四年二月二七日総務省・外務省令第三号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ポルトランド日本国総領事 在シアトル日本国大使  
 在ハンブルク日本国総領事 在ドイツ日本国大使

在インドネシア日本国大使(在マラヤ日本国大使の出張駐在官事務所を管轄する場合に限る。)  
 在シドニー日本国総領事(旧カール在オーストラリア日本国大使を管轄する場合に限る。)  
 在インドネシア日本国大使(在マラヤ日本国大使の出張駐在官事務所を管轄する場合に限る。)  
 在シドニー日本国総領事(旧カール在オーストラリア日本国大使を管轄する場合に限る。)

附則 (平成二十五年二月二六日総務省・外務省令第三号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。  
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為(以下「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ベレン日本国総領事 在ブラジル日本国大使

附則 (平成二十七年二月一八日総務省・外務省令第一号)  
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により送付された送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在メキシコ日本国大使(アグアスカリエ在レオンテス州、グアナフアト州、ケレタロン日本州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州及びハリスコ州の区域を管轄する場事に限る。)

在ドイツ日本国大使(ハンブルク市、ブ在ハンレーメン市、シュレスヴィヒ・ホルシュテイク州、サカタカス州、サン・ルイス・ポトシ州の区日本国を管轄する場合に限る。)

総領事

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の上欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

Table with 2 columns: Region (上欄) and Region (下欄). Includes Mexico (メキシコ合衆国) and other countries.

ドイツ連邦共和国(ベルドイッツ連邦共和国(ハリン市、ブランデンブルク市、ブレーメン州、メクレンブルク・ポンメルン州、シュレスヴィヒ・ホルシュテイク州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の区域に限る。))

附則(平成二十八年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の上欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

Table with 2 columns: Region (上欄) and Region (下欄). Includes India (インド) and other countries.

インド(在コルカタ、在チェンナイ、在カルンガ及び在ムンバイの各日本国総領事ナールカ州の事務の管轄区域並びにカルナターカ区域に限る。)

附則(平成二十九年二月二十六日総務省・外務省令第二号)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の上欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

Table with 2 columns: Region (上欄) and Region (下欄). Includes Brazil (ブラジル) and other countries.

ブラジル(在クリチバ、在サブラジール(バイアンパウロ、在マナウス及び在州、セルジッペ、リオデジャネイロの各日本国アラゴア州、パ総領事の管轄区域並びにバイロンランブコ州、アラ州、セルジッペ州、アラゴライーバ州、リアス州、ペルナンブコ州、パオ・グランデ・ライーバ州、リオ・グランデ・ノルテ州及びド・ド・ノルテ州及びセアラアラ州の区域に限る。))

附則(平成三〇年五月三十一日総務省・外務省令第一号)

この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。

附則(平成三〇年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この項において同じ。)が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により行った送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同表の上欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

Table with 2 columns: Region (上欄) and Region (下欄). Includes Brazil (ブラジル) and other countries.

オ州、パシラン州、スール州及びタウイタウイ州の区域を管轄する場合に限る。)

3 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists various regions and their corresponding consular districts.

(経過措置) 2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下この項において「申請等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前に行つた送付等とみなし、この省令の施行前に行つた送付等とみなす。

Table with 2 columns: 在シリア日本国大使 and 在イエメン日本国大使. Lists regions and consular districts.

附則(令和二年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

(施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。(経過措置)

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

附則(平成三十一年三月三〇日総務省・外務省令第一号) この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則(令和二年三月三十一日総務省・外務省令第一号)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。(施行期日)

にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

附則(令和三年九月一七日総務省・外務省令第二号)

この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則(令和三年二月二十八日総務省・外務省令第四号)

(経過措置) 2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下この項において「申請等」という。)

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

1 この省令は、令和四年一月一日から施行する。(施行期日)

附則(令和四年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

(経過措置) 2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下この項において「申請等」という。)

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

3 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

附則(令和五年一月一日総務省・外務省令第二号)

1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。(施行期日)

附則(令和四年二月二十八日総務省・外務省令第二号)

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

(経過措置) 2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下この項において「申請等」という。)

Table with 2 columns: 在イエメン日本国大使 and 在シリア日本国大使. Lists regions and consular districts.

1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。(施行期日)

附則(令和五年一月一日総務省・外務省令第二号)

(経過措置) 2 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官(領事官の職務を代理する者を含む。以下この項において「申請等」という。)

別表	地領事官	管轄区域
	<p>号)又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為(以下この項において「送付等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請その他の行為(以下この項において「申請等」という。)は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。</p> <p>在シドニー日本国総領事(フランス在フランス領ニューカレドニアを管轄する場合日本国大使に限る。)</p> <p>3 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。</p> <p>オーストラリア(ニューサウス・ウェールズ州(ウエディン、カウラ、ヤング、ス(フグレート)ヒューム、オーボリ、ジュニランズ、ワツガワツガ、タンバランバ、トユ領ニューマト、アツパバラクラン、ゴーパーンモーカーレウワリー、シヨールヘーバン、ユーロドニアボダラ、ビガバレー、ボンバレー、スノの区域)ウイリバー、クーマ・モナロ、ヤスバに限る)レー、パレラン、クータマンダラ、クイ)ンビアンシテイ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディンの各郡の区域を除く。)北西部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。)</p>	

在インド日本国大使	在インド(在コルカタ、在チェンナイ、在ベンガルール及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄区域を除く。)
在コルカタ日本国総領事	在コルカタ(オリッサ州、西ベンガール州、ビハール州及びジャールカンド州の区域に限る。)
在チェンナイ日本国総領事	在チェンナイ(アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナド州、テランガナ州及びボンディシェリー連邦直轄地の区域に限る。)
在ベンガルール日本国総領事	在ベンガルール(カルナータカ州の区域に限る。)
在ムンバイ日本国総領事	在ムンバイ(グジャラート州、マディヤ・プルデシュ州、チャットトラ州及びゴア州並びにダマンドイウ、ダドラ及びナガルハベリの各連邦直轄地の区域に限る。)
在インドネシア日本国大使	在インドネシア(在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄区域を除く。)
在スラバヤ日本国総領事	在スラバヤ(東ジャワ州、東カリマンタン州、北カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、東南スラウェシ州、南スラウェシ州、西スラウェシ州、マルク州、北マルク州、パプア州及び西パプア州の区域に限る。)
在デンパサール日本国総領事	在デンパサール(バリ州、西ヌサラトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州の区域に限る。)
在メダン日本国総領事	在メダン(ナンダラアチエ、ダルサラム州、北スマトラ州、西スマトラ州、ジャヤピ州、リアウ州及びリアウ諸島州(在シンガポール日本国大使の管轄区域を除く。))の区域に限る。)

在カンボジア日本国大使	在カンボジア(カンボジア)
在シンガポール日本国大使	在シンガポール(リアウ諸島州、パタム島及びビンタン島の区域に限る。)
在スリランカ日本国大使	在スリランカ
在タイ日本国大使	在タイ(在チェンマイ日本国総領事の管轄区域を除く。)
在チェンマイ日本国総領事	在チェンマイ(チェンマイ県、ランパーン県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、プレー県及びウタラライット県の区域に限る。)
在大韓民国日本国大使	在大韓民国(在済州及び在釜山の各日本国総領事の管轄区域を除く。)
在済州日本国総領事	在済州(済州道の区域に限る。)
在釜山日本国総領事	在釜山(釜山広域市、蔚山広域市、大邱広域市、慶尚南道及び慶尚北道の区域に限る。)
在中華人民共和国日本国大使	在中華人民共和国(在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島及び在香港の各日本国総領事の管轄区域を除く。)
在広州日本国総領事	在広州(広東省、海南省、福建省及び広西壮族自治区の区域に限る。)
在上海日本国総領事	在上海(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省及び江西省の区域に限る。)
在重慶日本国総領事	在重慶(重慶市、四川省、貴州省及び雲南省の区域に限る。)
在瀋陽日本国総領事	在瀋陽(黒龍江省、吉林省及び遼寧省の区域に限る。)

在青島日本国総領事	在青島(山東省の区域に限る。)
在香港日本国総領事	在香港(中華人民共和国(香港特別行政区)及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域に限る。)
在ネパール日本国大使	在ネパール
在バキスタ日本国大使	在バキスタ(在カラチ日本国総領事の管轄区域を除く。)
在カラチ日本国大使	在カラチ(ペロチスタ州及びバングラバングラデシュ)
在東ティモール日本国大使	在東ティモール
在フィリピン日本国大使	在フィリピン(在セブ及び在ダバオの各日本国総領事の管轄区域を除く。)
在セブ日本国大使	在セブ(アクラン州、アンティケ州、カビズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ピラン州、東サマール州、レイテ州、北サマール州、サマール州及び南レイテ州の区域に限る。)
在ダバオ日本国大使	在ダバオ(北サンボアン州、南サンボアン州、サンボアン州、シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンボステラ・パレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト州、サラングニ州、南コタバト州、スルタン・クダラット州、北アグサ州、南アグサ州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州、南スリガオ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スルー州及びタウイタウイ州の区域に限る。)

在ブータン 日本国大使	在ブータン ブータン
在ブルネイ 日本国大使	在ブルネイ ブルネイ
在ベトナム 日本国大使	在ベトナム ベトナム（在ダナン及び在ホーチミンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ダナン 日本国総領事	在ダナン ベトナム（ダナン市、トゥアプティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、コントゥム省及びザーライ省の区域に限る。）
在ホーチミン 日本国総領事	在ホーチミン ベトナム（ホーチミン市、フーイエン省、ダクラック省、カイホア省、ラムドン省、ニントゥアン省、ビントゥアン省、ビンフック省、ドンナイ省、ビンズオン省、タイニン省、パリャ・ブントウ省、ロンアン省、ティエンザン省、ドンタツブ省、ベンチエ省、ビンロン省、チャビン省、アンザン省、カントー市、ソクチャン省、キエンザン省、バクリエウ省、カーマウ省、ダクノン省及びホウザン省の区域に限る。）
在マレーシア 日本国大使	在マレーシア マレーシア（在ペナン日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ペナン 日本国総領事	在ペナン マレーシア（ペナン州、ケダ州、ペリス州、ペラ州、クランタン州及びトレングラス州の区域に限る。）
在ミャンマー 日本国大使	在ミャンマー ミャンマー
在モルディブ 日本国大使	在モルディブ モルディブ
在モンゴル 日本国大使	在モンゴル モンゴル
在ラオス 日本国大使	在ラオス ラオス

在オーストラリア 日本国大使	在オーストラリア オーストラリア（在シドニー、メルボルン、在ブリスベン及び在パースの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在シドニー 日本国総領事	在シドニー オーストラリア（ニューサウス・ウエルズ州（ウエディン、カウラ、ヤング、グレートヒューム、オーボリ、ジュニー、ワツガワツガ、タンバランバ、トユマト、アツバラクララン、ゴーパーンモウワリー、シヨールヘーバン、ユーロボダラ、ピガバレー、ボンバーラ、スノーウイリバー、クーマ・モナロ、ヤスパレー、パレラン、クータマンダラ、クインビアンシテイ、ガンダガイ、ブルワ及びハーディン）の各郡の区域を除く。）、北部特別地域及びオーストラリアの属地の区域に限る。）
在パース 日本国総領事	在パース オーストラリア（西オーストラリア州の区域に限る。）
在ブリスベン 日本国総領事	在ブリスベン オーストラリア（クインズランド州の区域に限る。）
在メルボルン 日本国総領事	在メルボルン オーストラリア（ビクトリア州、ニア州の区域に限る。）
在キリバス 日本国大使	在キリバス キリバス
在クック 日本国大使	在クック クック
在サモア 日本国大使	在サモア サモア
在ソロモン 日本国大使	在ソロモン ソロモン
在ツバル 日本国大使	在ツバル ツバル
在トンガ 日本国大使	在トンガ トンガ
在ナウル 日本国大使	在ナウル ナウル
在ニウエ 日本国大使	在ニウエ ニウエ

在ニュージーランド 日本国大使	在ニュージーランド ニュージーランド（在オークランド日本国総領事の管轄区域を除く。）
在オークランド 日本国総領事	在オークランド ニュージーランド（北島のワイトモ、ルアペフ、タウボ、ワカタネ及びオポテイキの各地区以北の地域に限る。）
在バヌアツ 日本国大使	在バヌアツ バヌアツ
在パプアニューギニア 日本国大使	在パプアニューギニア パプアニューギニア
在パラオ 日本国大使	在パラオ パラオ
在フィジー 日本国大使	在フィジー フィジー
在マージヤ 日本国大使	在マージヤ マージヤ
在マクロネシア 日本国大使	在マクロネシア マクロネシア
在アメリカ合衆国 日本国大使	在アメリカ合衆国 アメリカ合衆国（コロンビア特別区、バージニア州及びメリーランド州の区域に限る。）
在アトラン 日本国総領事	在アトラン アメリカ合衆国（ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州及びアラバマ州の区域に限る。）
在サンフランシスコ 日本国総領事	在サンフランシスコ アメリカ合衆国（ネバダ州及びカリフォルニア州（在ロサンゼルス日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在シアトル 日本国総領事	在シアトル アメリカ合衆国（アラソカ州、ワシントン州、モンタナ州、アイダホ州及びオレゴン州の区域に限る。）
在シカゴ 日本国総領事	在シカゴ アメリカ合衆国（インディアナ州、イリノイ州、ウイスコンシン州、ミネソタ州、アイオワ州、ミズーリ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ネブラスカ州及びカンザス州の区域に限る。）

在デトロイト 日本国総領事	在デトロイト アメリカ合衆国（ミシガン州及びオハイオ州の区域に限る。）
在デンバー 日本国総領事	在デンバー アメリカ合衆国（コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州及びワイオミング州の区域に限る。）
在ナッシュビル 日本国総領事	在ナッシュビル アメリカ合衆国（ケンタッキー州、テネシー州、ミシシッピ州、アーカンソー州及びルイジアナ州の区域に限る。）
在ニューヨーク 日本国総領事	在ニューヨーク アメリカ合衆国（コネティカット州のうちフェアフィールド郡、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、ウエストバージニア州、アエルトリック及びバージニア州の区域に限る。）
在ハガツ 日本国総領事	在ハガツ アメリカ合衆国（グアム及び北マリアナ諸島の区域に限る。）
在ヒューストン 日本国総領事	在ヒューストン アメリカ合衆国（テキサス州及びオクラホマ州の区域に限る。）
在ボストン 日本国総領事	在ボストン アメリカ合衆国（メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州及びコネティカット州（在ニューヨーク日本国総領事の管轄区域を除く。）の区域に限る。）
在ワシントン 日本国総領事	在ワシントン アメリカ合衆国（ハワイ州の区域に限る。）
在マイアミ 日本国総領事	在マイアミ アメリカ合衆国（フロリダ州の区域に限る。）
在ロサンゼルス 日本国総領事	在ロサンゼルス アメリカ合衆国（アリゾナ州及びカリフォルニア州のうちロサンゼルス、オレンジ、サンディエゴ、インペリアル、リバー



在ウクライナ ナ日本国大 使	アツレ・ダオスタ州、トレンテ イーノIIアルト・アディジェ州、 フリウリIヴェネツィア・ジエ リア州、ヴェネト州及びエミリ アIIロマーニャ州の区域に限 る。
在ウズベキスタン スタ日本 国大使	
在英國日本 国大使	英國（在アイルランド日本国大 使及び在エディンバラ日本国総 領事の管轄区域を除く。）及びそ の属領（植民地、保護領及び保 護国を含み、他の領事官の管轄 区域を除く。）
在エドイン ア日本国大 使	英國（スコットランド全域、ク バラ日本国 総領事 リーブランド県、カンブリア県、 ダーラム県、ノーザンバーラン ド県及びブライアンアンドウエア の区域に限る。）
在オースト リア日本 国大使	オーストリア
在オランダ 日本国大使	オランダ（在ベネズエラ日本国 大使の管轄区域を除く。）
在カザフス タン日本 国大使	カザフスタン
在北マケド ニア日本 国大使	北マケドニア
在キプロス 日本国大使	キプロス
在ギリシャ 日本国大使	ギリシャ
在キルギス 日本国大使	キルギス

在クロアチ ア日本国大 使	クロアチア
在コソボ日 本国大使	コソボ
在サンマリ ノ日本国大 使	サンマリノ
在ジョージ ア日本国大 使	ジョージア
在スイス日 本国大使	スイス
在スウェー デン日本 国大使	スウェーデン
在スペイン 日本国大使	スペイン（在バルセロナ日本国 総領事の管轄区域を除く。） 英国領ジブラルタル
在バルセロ ス日本国総 領事	バルセロナ県、レリダ県、タラゴナ県、 カステリオン県、バレンシア県、 アリカンテ県及びバレアレス県 の区域に限る。）
在スロバキ ア日本国大 使	スロバキア
在スロベニ ア日本国大 使	スロベニア
在セルビア 日本国大使	セルビア
在タジキス タン日本 国大使	タジキスタン
在チェコ日 本国大使	チェコ
在デンマー ク日本国大 使	デンマーク
在ドイツ日 本国大使	ドイツ（ベルリン市、ブランデ ンブルク州、メクレンブルク・ フォアポンメルン州、ザクセン 州、ザクセン・アンハルト州及

在デューセ ルドルフ日 本国総領事	デューセル ドフ（ノルトライン・ヴェス トファーレン州の区域に限る。）
在ハンブル ク日本国総 領事	ハンブルク市、ブレ メン市、シュレスヴィヒ・ホ ルシュタイン州及びニーダーザ クセン州の区域に限る。）
在フランク フルト日本 国総領事	フランクフル ト（ヘッセン州、ラインラ ント・プファルツ州及びザール ラント州の区域に限る。）
在ミュンヘ ン日本国総 領事	ミュンヘン（バイエルン州及びバー デン・ヴュルテンベルク州の区 域に限る。）
在トルクメ ニスタン日 本国大使	トルクメニ スタン
在ノルウェ ー日本国大 使	ノルウェー
在バチカン 日本国大使	バチカン
在ハンガリ ー日本国大 使	ハンガリー
在フィンラ ンド日本 国大使	フィンランド
在フランス 日本国大使	フランス（在ストラスブール、 マイアミ及び在モントリオール の各日本国総領事並びに在フィ ジー及び在マダガスカルの各日 本国大使の管轄区域を除く。）
在ストラス ブル日本 国総領事	ストラスブ ール（バ・ラン県、オ・ラ ン県、テリトワール・ドウ・ペ ラール県、モゼル県、ムルト・ エ・モーゼル県、ヴォージュ県、 オート・ソーヌ県、ムーズ県及 びオート・マルヌ県の区域に限 る。）

在マルセイ ユ日本国総 領事	マルセイユ （ブッシュ・デュ・ロ ーヌ県、ヴァール県、ヴォクリ ューズ県、オート・アルプ県、 アルプ・ドゥ・オート・プロヴ アンス県、アルプ・マリタイ ム県、イゼール県、ローヌ県、 オート・サヴォア県、サヴォア 県、エン県、ロワール県、アル デーシュ県、ドローム県、アリ エ県、ピュイ・ドゥ・ドーム県、 カンタル県、オート・ロワール 県、ロゼール県、ガール県、エ ロー県、オード県、ピレネー オリエンタル県、ロット県、ア ヴェロン県、タルン・エ・ガロ ン県、ピレネー県、オート・ ピレネー県、オート・ ピレネー県、アリエール県、 コルス・デュ・シユッド県及び オート・コルス県の区域に限る。）
在ブルガリ ア日本国大 使	ブルガリア
在ベラルー シ日本国大 使	ベラルーシ
在ベルギー 日本国大使	ベルギー
在ポーラン ド日本国大 使	ポーランド
在ボスニア ・ヘルツ ェゴビナ日 本国大使	ボスニア・ヘルツェゴビナ
在ポルトガ ル日本国大 使	ポルトガル
在マルタ日 本国大使	マルタ
在モナコ日 本国大使	モナコ
在モルドバ 日本国大使	モルドバ

在モンテネグロ大使	在ラトビア大使	在リトアニア大使	在リヒテンシュタイン大使	在ルーマニア大使	在ルクセンブルク大使	在ロシア大使	在ウラジオストク日本総領事	在ハバロフスク日本総領事	在ユジノサハリンスク	在アフガニスタン大使	在アラブ首長国連邦日本大使
モンテネグロ	ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア（在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及びユジノサハリンスクの各日本国総領事の管轄区域を除く。）	ウラジオストク、マガダン州及びコリヤーク自治管区の区域に限る。）	ロシア（ブリヤート共和国、フスク地方、アムール州、イルクーツク州、チタ州、ユダヤ自治州及びアギン・ブリヤート自治管区の区域に限る。）	サハラ（サハリン州の区域に限る。）	アフガニスタン	アラブ首長国連邦（在下バイド長国連邦日本国総領事の管轄区域を除く。）

在ドバイ日本国総領事	在イスラエル大使	在イラク大使	在オマーン大使	在カタール大使	在クウェート大使	在サウジアラビア大使	在ジッダ日本国大使	在トルコ大使	在イスラエル大使	在バーレーン大使	在ヨルダン大使	在レバノン大使	在シリア大使
アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマン首長国、ウナム・ル・カイワイン首長国、ラアス・ル・ハイマ首長国及びフジヤイラ首長国の区域に限る。）	イスラエル	イラク	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア（在ジッダ日本国大使の管轄区域を除く。）	サウジアラビア（マッカ州及びマデイーナ州の区域に限る。）	トルコ（在イスタンブール日本国大使の管轄区域を除く。）	イスラエル（アイドゥン県、バルケブール日本シル県、ビレジック県、ブルサ県、チャナツカレ県、デニズリ県、エディルネ県、イスタンブール県、イズミル県、クルクラレリ県、コジヤエリ県、キュタヒア県、マニサ県、ムーラ県、サカリア県、テキルダー県、ウシヤク県及びヤロヴァ県に区域に限る。）	バーレーン	ヨルダン	レバノン	シリア

在アルジェリア大使	在アンゴラ大使	在ウガンダ大使	在エジプト大使	在エスワティニ大使	在エチオピア大使	在エリトリア大使	在ガナ大使	在カーボベルデ大使	在ガボン大使	在カメルーン大使	在ガンビア大使	在ギニア大使	在ギニアビサウ大使	在ケニア大使	在コートジボワール大使	在コモロ大使	在コンゴ共和国大使
アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エスワティニ	エチオピア	エリトリア	ガナ	カーボベルデ	ガボン	カメルーン	ガンビア	ギニア	ギニアビサウ	ケニア	コートジボワール	コモロ	コンゴ共和国

在コンゴ民主共和国大使	在サントメ・プリンシペ大使	在ザンビア大使	在シエラレオネ大使	在ジブチ大使	在ジンバブエ大使	在スーダン大使	在セーシェル大使	在赤道ギニア大使	在セネガル大使	在ソマリア大使	在タンザニア大使	在チャド大使	在中央アフリカ大使	在チュニジア大使	在トーゴ大使	在ナイジェリア大使
コンゴ民主共和国	サントメ・プリンシペ	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ	ジンバブエ	スーダン	セーシェル	赤道ギニア	セネガル	ソマリア	タンザニア	チャド	中央アフリカ	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア

在ナミビア大使	日本国大使	在ニジェール大使	在ブルキナファソ大使	在ブルンジ大使	在ベナン大使	在ボツワナ大使	在マダガスカル大使	在マラウイ大使	在マリ大使	在南アフリカ共和国大使	在南スーダン大使	在モーリシヤ大使	在モーリタニア大使	在モロッコ大使	在リベリア大使	在ルワンダ大使	在レット日	日本国大使
ナミビア	日本国大使	ニジェール	ブルキナファソ	ブルンジ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル フランス領マイヨット島及びレユニオン	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシヤ	モーリタニア	モロッコ	リベリア	ルワンダ	レット日	日本国大使